

議案第3号

茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会設置要綱の制定について

茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会設置要綱を次のように制定する。

平成29年5月17日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 茂原市PFI導入基本指針に基づき、茂原市学校給食センター再整備等PFI事業（以下「給食PFI事業」という。）の事業者（以下「事業者」という。）を選定するため茂原市学校給食センター再整備等PFI専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業者選定にかかる入札説明書、落札者決定基準等公募書類に関する事項
- (2) 事業者となろうとする者の審査に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。この場合において、委員の半数以上が、学識経験者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から、市と事業者が給食PFI事業に関する本契約を締結するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、学識経験者の中から委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する学識経験者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

提案理由 茂原市学校給食センター再整備等事業の適切な実施と事業者の選定を行うため、茂原市PFI導入基本指針に基づき、専門委員会を設置し、その専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものです。